

令和7年度第7回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年10月9日(木) 午後1時30分から午後2時45分
 2. 開催場所 鳥取市総合福祉センター(さざんか会館) 5階 大会議室

3. 出席委員 (17名)

会 長	8 番	濱 田 香	会長職務代理者	6 番	田 渕 緑
委 員	1 番	福 田 淳一郎	委 員	1 1 番	河 毛 早 苗
〃	2 番	中 村 精	〃	1 2 番	長 束 真 帆
〃	3 番	山 田 準 二			
〃	4 番	砂 川 重 雄	〃	1 4 番	石 谷 隆
〃	5 番	建 部 憲 二	〃	1 5 番	柳 田 和 廣
〃	7 番	小 林 照 美	〃	1 6 番	竹 森 潔
〃	9 番	小 林 光 徳	〃	1 7 番	福 安 修
〃	1 0 番	下 田 義 男	〃	1 9 番	川 上 信 温

4. 欠席委員 (1名)

委 員 1 3 番 藏 内 敏 博

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員: 11名)

旧 市	川 島 忍	用瀬町	西 村 勝
高 草	内 田 洋之助	気高町	角 田 完
湖 東	村 上 文 夫	〃	浜 辺 信 康
福部町	平 林 秀 庸	〃	山 下 泰 之 朗
〃	谷 口 泰 彦	青谷町	井 上 智
河原町	漆 原 清 志		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

- 議案第 2 5 号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第 2 6 号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議案第 2 7 号 非農地証明について
 議案第 2 8 号 鳥取市農用地利用集積等促進計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について
 (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について
 (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
 (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 川口局長 太田局長補佐 堀係長 福田主任 小出主事

8. 会議内容

開会：午後1時30分	
川口局長	ただ今から、令和7年度第6回鳥取市農業委員会総会を開会します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
川口局長	まず、定足数の確認ですが、委員18名中18名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号13番 藏内委員、14番 石谷委員にお願いします。
議長	それでは、議事に入ります。議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号34番から40番の7件でございます。 整理番号34番は、気高町下坂本で売買による所有権移転です。 整理番号35番は、気高町殿と青谷町河原で売買による所有権移転です。 整理番号36番、37番は、覚寺で交換による所有権移転です。 整理番号38番は、有富と中村で売買による所有権移転です。 整理番号39番は、大塚で売買による所有権移転です。 整理番号40番は、賀露町南四丁目で売買による所有権移転です。 すべての申請が、農地法第3条第2項各号の許可をすることができない事項に該当していないため、許可要件を満たしています。
議長	それでは、整理番号34番を審議します。担当推進委員、山下(泰)委員の報告をお願いします。
山下(泰)委員	譲受人は、地元の農家で約6町を耕作されている。農機具は、トラクター、コンバイン、田植え機、耕うん機を所有されており、特に問題はありません。自宅から3km程度の距離ですが、問題なく耕作は可能です。
議長	引き続き、担当農業委員、柳田委員の報告をお願いします。
柳田委員	補足として、9月2日に山下(泰)推進委員、事務局、私と譲受人で現地確認を行いました。内容は報告のとおりで、譲受人に今後について確認したところ、田植え機を更新する予定で、耕作の意欲を持っておられます。下光元から下坂本で拡大したい希望をお持ちであり、全く問題なしと判断します。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号34番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号35番を審議します。担当推進委員、角田委員の報告をお願いします。

角 田 委 員	現地は、五本松の果樹団地の一面であります。数年前から譲受人が耕作されており、今回、購入されることになったようです。
議 長	引き続き、担当農業委員、竹森委員の報告をお願いします。
竹 森 委 員	補足いたします。申請地は角田推進委員の報告のとおり、土地改良事業で整備された五本松の果樹団地で、梨園と畑が広がっています。譲受人は、自宅から車で40分かかりますが、3年前から譲渡人に梨づくりを学びながら耕作をされており、引き続き梨栽培をされます。農薬も地域の基準通りにされます、農機具もSS、モアを所有されています。農地法の違反もなく問題ありません。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に移ります。 整理番号35番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号36番と37番を審議します。担当推進委員、川島委員の報告をお願いします。
川 島 委 員	9月2日に蔵内農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。それぞれの所有地が自宅から遠く、親戚同士で交換するものです。
議 長	引き続き、担当農業委員、蔵内委員の報告をお願いします。
蔵 内 委 員	現地については、川島推進委員の報告のとおりです。双方にとって、自宅から近くなるように交換して、引き続き耕作されるので、問題ありません。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に移ります。 整理番号36番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号37番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番38番を審議します。担当推進委員、内田委員の報告をお願いします。
内 田 委 員	9月5日に中村農業委員、事務局、譲受人と私で現地確認を行いました。譲受人は、中村で空き家と農地を購入して、自ら経営している飲食店で活用しようと考えておられます。耕作放棄地のため、田中農場に土壤改良してもらい、その後、ブルーベリーやトマトなど植える予定で、耕うん機を購入して耕作する予定です。

議 長	引き続き、担当農業委員、中村委員の報告をお願いします。
中 村 委 員	内田推進委員の報告のとおりです。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に入ります。 整理番号３８番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号３９番を審議します。担当農業委員、小林(光)委員の報告をお願いします。
小林(光)委員	所有者は県外在住で、申請地を相続したが農業はできません。現状は畑と所有者の父が建てられた農作業小屋もあります。譲受人は、地元で水稻栽培を中心に農業をされており、トラクター、コンバイン、田植え機をお持ちですので、問題ありません。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に入ります。 整理番号３９番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号４０番を審議します。担当推進委員、村上委員の報告をお願いします。
村 上 委 員	８月２８日に川上農業委員、事務局、代理人と私で現地確認を行いました。湖東大浜土地改良区に確認して、水管更新の対象農地であり転用はできないところです。自宅から２０分程度で、農機具は草刈り機しかありませんが、友人などから農機具を借りて畑を耕うんして時季の野菜を作る予定です。
議 長	引き続き、担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。
川 上 委 員	村上推進委員の報告のとおりで、譲受人は農業をすることを楽しみにされています。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に入ります。 整理番号４０番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第２５号「農地法第３条の規定による許可申請について」を終わります 続きまして議案第２６号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	整理番号１１番から１３番の３件でございます。 整理番号１１番、申請地は用瀬町鷹狩、転用目的は住宅建築、農地区分は鷹狩駅か

		らに300m以内に該当するので第3種農地と判断し、許可根拠は原則許可です。 整理番号12番、申請地は用瀬町鷹狩、転用目的は駐車場、農地区分は鷹狩駅から300m以内に該当するので第3種農地と判断し、許可根拠は原則許可です。 整理番号13番、申請地は福部町湯山、転用目的は住宅建築、農地区分は小集団の生産力の低い農地に該当するので第2種農地と判断し、許可根拠は集落接続です。
議	長	整理番号11番と12番を一括して審議します。担当推進委員、西村委員の報告をお願いします。
西村委員		9月2日に小林(照)農業委員、池本推進委員、事務局、譲受人と私で現地確認を行いました。譲渡人と譲受人は同姓ですが、親戚関係はありません。申請地は、昨年までは野菜を栽培されておりましたが、今年はされておらず耕作放棄地となっています。譲受人は、申請地の斜め前で車の修理工場を経営されており、工場の隣接地も数年前に転用許可を受けて問題なく転用されています。■■■と■■■は、隣接した土地で元は1枚の田んぼだったと思われます。自営の工場近くに自宅と駐車場を建設される予定です。隣接する所有者から同意もいただいているということで、周辺の農地には支障はございません。
議	長	引き続き、担当農業委員、小林(照)委員の報告をお願いします。
小林(照)委員		西村推進委員の報告のとおりですが、追加説明をさせていただきます。元々一つの圃場を分筆されて、■■■に住宅を建築し、■■■は駐車場にする転用です。譲受人は、車、重機の修理工場を経営されており、駐車場はそのために利用されるようです。隣接する土地の所有者から同意を得られており、問題ないと判断いたしました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号11番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号12番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号13番を審議します。担当推進委員、谷口(泰)委員の報告をお願いします。
谷口(泰)委員		9月1日に濱田会長、事務局、譲渡人と私で現地確認を行いました。申請地は、湯山集落の東端に位置するところで、登記上は畑です。譲渡人は令和元年に住宅建築で申請を行っていましたが、土地利用計画が不十分であったため、再提出となっていたようですが、再提出されないまま住宅を建築され、現在に至っています。追認許可案件として現地確認の結果、北側に法面が170㎡ぐらいあるほか、100㎡ぐらいの家庭菜園をされており、住宅と駐車場等で敷地面積の60%ぐらいとなります。追認許可を行う際の判断要素に照らして問題なく、顛末書も提出され、譲渡人も十分に反省しており、今後無断転用はされないと思います。
議	長	担当農業委員は、私ですので、報告いたします。
濱田会長		谷口(泰)委員の報告のとおりで、許可相当ということでお願いします。

議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号１３番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第２６号「農地法第５条の規定による許可申請について」を終わります。 引き続き議案第２７号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号５９番から７７番の１９件となります。申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載の通りです。
議	長	整理番号５９番を審議します。担当推進委員、平林委員の報告をお願いします。
平 林 委 員		８月１９日に濱田会長、谷口(泰)推進委員、事務局２名、私で現地確認を行いました。県道から蔵見集落に入る道路沿いで、川との間にあり、細長い形状で道路より１ｍ低いところで２０年以上耕作されておりません。申請者に確認したところ、今後も耕作をしないということなので、何も問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号５９番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号６０番を審議します。担当推進委員、浜辺委員の報告をお願いします。
浜 辺 委 員		前回、前々回の総会と同様に、一体が雑草・灌木が生い茂っています。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号６０番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号６１番を審議します。担当推進委員、井上委員の報告をお願いします。
井 上 委 員		８月２２日に竹森農業委員、事務局、代理人の行政書士で現地確認を行いました。現地は山林の中にあり、５０年近く耕作していないとのこと。自然潰廃した土地でチェックシートに照らし合わせても問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。

		整理番号6 1 番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号6 2 番を審議します。担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。
砂 川 委 員		現地は、インターから気高に向かう大きなカーブのところにある土地で、今までいろいろな工事の現場事務所等に使われており、耕作できないということです。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号6 2 番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号6 3 番を審議します。担当推進委員、内田委員の報告をお願いします。
内 田 委 員		9月5日に中村農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。申請者は、10年以上前から集落に住んでおりません。■■■と■■■は、山林になっています。■■■は、原野化している。■■■は、物置が建っていますが、草が屋根まで上がっており、農地への回復は難しいと思われますので、非農地で認めてもよいと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号6 3 番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号6 4 番を審議します。担当農業委員、小林(光)委員の報告をお願いします。
小林(光)委員		9月1日に山岡推進委員、事務局、地元で管理されている方と私で現地確認を行いました。申請地は相続された土地で、長年耕作はされておらず雑草や竹林で農地への復旧が困難な土地でした。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号6 4 番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号6 5 番を審議します。担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。
砂 川 委 員		9月1日に谷口(泰)推進委員、事務局と私で現地確認を行いました。申請人の親が事業のために倉庫として建築し、その後に改造して住宅になっています。
議	長	質疑・意見はございませんか。

		(質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号 65 番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号 66 番を審議します。担当推進委員、山下(泰)委員の報告をお願いします。
山下(泰)委員		9月2日に柳田農業委員、事務局、申請者の代理人と私で現地確認を行いました。 国道9号線の交差点にあるコンビニエンスストアの南側で、コンビニエンスストアと住宅団地に囲まれて進入路もない状態で、30年以上前から耕作されておらず、現在は原野化しており、問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号 66 番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号 67 番と 68 番を一括して審議します。担当農業委員、山田委員の報告をお願いします。
山 田 委 員		9月2日に山本推進委員、事務局2名、申請人2名と私で現地確認を行いました。 整理番号 67 番の方は、集落の奥にある元ブドウ園で、その棚だけが残っております。整理番号 68 番は、集落の奥にある山の中で、傾斜のあるだんだん田んぼで、耕作するの辞めてから荒廃しています。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号 67 番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号 68 番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号 69 番から 76 番を一括して審議します。担当推進委員、漆原委員の報告をお願いします。
漆 原 委 員		9月4日に田淵農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。申請地の全てが現況は山林です。昔は畑でしたが、今は人が入れない状況です。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。

		整理番号６９番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号７０番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号７１番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号７２番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号７３番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号７４番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号７５番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号７６番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番７７番を審議します。担当推進委員 川島委員の報告をお願いします。
川 島 委 員		９月２日に蔵内農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。駐車場と整備されて、長い間駐車場として利されていることを確認しました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号７７番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 以上で議案第２７号「非農地証明について」を終了します。 引き続き、議案第２８号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、鳥取市が作成した農用地利用集積等促進計画(案)について、農業委員会の意見を聴くものです。 今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等が利用する農

		地の面積は、田46,704㎡、畑が4,038㎡、樹園地が59,562㎡の合計110,304㎡となっております。権利種別の内訳は、賃借権22件、使用貸借による権利23件の合計45件となっております。 農地中間管理事業の推進に係る法律第19条第2項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議	長	一括で質問・意見を受け付けます。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 議案第28号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 それでは、報告事項に移ります。 報告事項 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について (2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議	長	以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和7年度 第6回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。 閉会 午後2時38分